

令和3年7月26日

木津川市長 河井 規子 様

木津川市水道料金及び公共下水道使用料
審議会 会長 新川 達郎



水道料金及び公共下水道使用料について（答申）

令和元年8月1日付け1木水業第41号、1木下第121号で諮問のあったことについては、慎重に審議した結果、下記のとおり意見が集約されましたので答申いたします。

記

水道及び公共下水道は、市民生活を支える重要な社会基盤であり、将来にわたって安定的に運営される必要がある。新型コロナウイルス感染症の流行により水需要が増加する可能性もあるが、今後の人口減少による収益の悪化をどの程度防ぐことができるのか現在のところ予測できない。したがって、水道事業及び公共下水道事業とも経営基盤強化の取組を不断に進める必要がある。

1 水道料金のあり方について

- (1) 平成29年4月6日に答申した経営改善の方針を実行することで、令和元年度に黒字経営に転換した。施設更新による減価償却費の増加で令和7年度には再び赤字になると予想されるが、当面は安定した経営ができると見込まれるため、現行の水道料金体系を維持しつつ、さらなる経費の節減に努められたい。
- (2) 公衆衛生の向上に水道が欠かせないことや水質検査結果、水道水の安全性などを市民に積極的に周知し、水道料金が受益者負担の原則に則った独立採算制で運営する水道事業の主たる財源であることへの市民の理解を深め、給水収益が安定するように努められたい。

- (3) 水道水を安定して供給できるよう的確な漏水修繕及び老朽管の計画的な更新に努められたい。もって管路の耐震化及び有収率の向上を図り、特に有収率は第1段階の目標92%が達成された場合、第2段階の目標を95%とし、更なる向上に努められたい。
- (4) 山城浄水場の更新については、老朽化が進んでいることや耐震化を図る必要性があることから、現在の計画どおりに進めるべきであるが、当初の建設費や以後の運用・管理を含めた費用を最小限に抑えるとともに、国庫補助金や一般会計出資金を要望し、特定財源の確保に努められたい。また、災害に備えて電力引込線の二重化や非常用発電機の設置を検討されたい。
- (5) 今後の人口減少に伴う水需要の減少を踏まえた施設規模のダウンサイジングや優先する耐震化事業を考慮しながら、更新費用を平準化し、計画的な更新に取り組まれたい。
- (6) 観音寺浄水場の自己水を城山台へ送水することで、京都府営水道受水費の抑制が見込まれるため、送水に係る施設整備費と受水費を比較しながら検討を継続されたい。
- (7) 支出の大きな割合を占める京都府営水道の受水費については、単価の引き下げの要望を継続されたい。
- (8) 給水停止などによる滞納対策を行っているが、収納率をさらに向上するよう努められたい。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入減などによる滞納については、十分配慮されたい。
- (9) 専門性の高い水道技術を保持し、緊急時、災害時に即時に対応できるように、水道職員の技術の向上と継承に取り組まれたい。
- (10) 広域化、広域連携について、将来にわたる水道事業の経営基盤を強化する一つの手段として検討されたい。

2 下水道使用料のあり方について

- (1) 公共下水道事業の経費には、地方財政法及び地方公営企業法により、性質上または政策上負担すべきでない経費を除き、使用料収入で賄うべきという「独立採算制の原則」や「雨水公費、汚水私費の負担区分の原則」が適用される。従って、使用者が負担すべきでない経費に対しては、一般会計からの基準内繰入金が認められている。

しかし、本市公共下水道事業（以下「本事業」という。）の経営状況は、経費回収率が基準内繰入後で83.5%と、類似団体平均値94.7%には

及ばず、独立採算制に必要な使用料収入を確保できておらず、一般会計からの基準外繰入金により汚水処理経費に対する収支均衡を保っている状況である。

将来にわたり安定的に独立採算による下水道事業を継続していくためには、適正な使用者負担を実現するための使用料改定が求められるところである。

(2) 適正な使用料については、下水道事業に対しては「 20 m^3 につき 3,000 円の使用料徴収を最低限の経営努力とすべき。」との国の方針が示されている。 1 m^3 あたりの汚水処理経費で 150 円を超える部分は公共用水域の水質保全や分流式下水道に要する経費として、一般会計の公費負担が認められているが、150 円以下の経費に対しては使用料で賄うことが経営努力として求められる。

従って、現行の本事業使用料単価は 125.18 円であるので、国の方針である単価 150 円まで引き上げることにより、経費回収率の改善を図ることが必要である。

(3) 使用料については受益者負担としての適切な改定が必要であるが、市民生活への影響も大きいので、本事業の現状や経営の将来見通し等も含め、十分な説明や周知の期間を要するべきである。また、その改定時期については、特に新型コロナウィルス感染症の今後の経過や影響を考慮しつつも、早期の経営安定化に向け、令和 4 年度中の実施を目指されたい。

(4) 社会情勢や経営環境の変化に応じた適切な使用料改定であることと同時に、将来にわたって安定的に事業を継続するため、これまで以上に経営改善・合理化を徹底し、対象経費を極力抑制することに努められたい。

(5) 公共下水道は、生活環境の改善や公共水域の保全といった市民生活に密着した施設であり、早期の整備が望まれている。令和元年度末時点での普及率は 93.1 % であり、未普及箇所の整備促進に努められたい。また、今後の整備に当たっては、地理的・社会的条件に応じた費用対効果を検証し、計画的・効率的に整備を行う最適化が重要である。人口減少や将来の需要予測等も踏まえた効率的な整備に努められたい。

(6) 本市は、今後しばらく人口が増加する見込みであり、それに伴い使用料収入は増加すると予測されるが、全国的には人口は減少傾向であり、これに加え、節水機器の普及や節水意識の向上等により、次第に使用料収益は減少していくものと考えられる。

本事業の安定経営には安定した収益確保が必須であり、そのために水洗化率の向上対策が必要である。本市の水洗化率は令和元年度末時点で 94.

2 %であるが、既存市街地等では水洗化率の低い地域があり、未接続世帯に向けては更に丁寧な啓発を行うとともに、新たな制度の検討も含め水洗化を促進するよう取り組まれたい。

また、収納率の向上も重要な事業課題として積極的な徴収対策に取り組み、使用料収益の向上に努められたい。

- (7) 既存の下水道施設については今後の老朽化対策が懸案事項であり、施設・設備の更新投資費用が財政運営上に大きく影響すると見込まれる。平成29年度に効率的な更新投資を実現するため策定したストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化や事業量・投資の平準化を図り、安定的な経営に努められたい。
- (8) 府内下水道事業の広域化・共同化の推進は、業務の効率化や経費削減、また組織体制の強化などスケールメリットによる幅広い効果が期待できるところから、地域の実情を見据えつつ、引き続き検討を進め経営の効率化に努められたい。

3 その他

上下水道事業の経営全般を確認し、水道料金及び公共下水道使用料のあり方を検証するため、新型コロナウイルス感染症の収束後、若しくは5年以内に審議会を開催されたい。